

西尾市特別職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について原案反対討論

私は、本議案「西尾市特別職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、段階的削減をせず、本条例の施行と同時に、改正内容の通りに削減すべきとの理由で反対をします。

本条例改正では、市長の退職手当「100分の500」を「100分の415」に、また、副市長の退職手当「100分の360」を「100分の299」に削減するとあります。

しかし、あろうことか、附則によって、3年もかけて段階的に削減することとされています。従って、神原市長の場合、任期満了は本年5月ですから、「100分の470」、条例通りであれば340万円の引き下げなのですから、120万円にしかならないのです。

副市長については、190万円の引き下げが135万円に止まることとなります。

そもそも、特別職の退職手当を引き下げに、段階的措置が必要でしょうか。職員の場合は給与の一部とみる面がありますからともかく、特別職については、引き下げ改正であれば、条例の本則通りに行うべきです。

このような附則は、潔くない。市民を愚弄するものであると私は思います。特に、合併によって究極の行財政改革を成すと豪語した市長であります。財政状況は西三河最低に転落しています。ちまちま言ってないで退職金全額を返上されるならば、市民は大喝采を送るでありましょう。

本条例については、附則を削除するよう求めて、私の原案反対討論いたします。